

『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部改正について（案）

平成 28 年 12 月 20 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では平成 27 年 11 月 2 日より、社債の取引情報の発表制度（以下「発表制度」という。）を開始しているところである。

発表制度については、社債の取引情報の発表に関する事項を取りまとめた「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」において、「社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも 1 年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行う」こととされている。

今般、社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループにおいて、社債の流動性に与える影響等について検証を行い、見直しの検討を行った結果、複数格付けの取得という基準により、一部の高格付銘柄が社債の取引情報の発表対象から除外されていることに市場関係者が違和感を有しているとの意見を受け、複数格付けの取得要件の撤廃について合意を得たことから、発表対象銘柄に係る複数格付けの取得の基準について見直しを行うこととする。

II. 改正の骨子

発表対象の社債の要件のうち、「当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること」を要件から外すこととする。

（『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第 7 条第 1 項第 1 号、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」 2.（1）、10.（1））

III. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 28 年 12 月 21 日(水)から平成 29 年 1 月 19 日(木)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入の上、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問合せ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-3667-8456）

以 上

**『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」
の一部改正について（案）**

平成 28 年 12 月 20 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（社債の取引情報の発表） 第 7 条 規則第11条の 3 の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。 1 発表対象の社債 発表対象の社債は、<u>当該社債の銘柄格付が A A 格相当以上であるものとする</u>。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。 （ 削 る ） （ 削 る ） 2 ～ 4 （ 現 行 ど お り ） 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	（社債の取引情報の発表） 第 7 条 （ 同 左 ） 1 （ 同 左 ） 発表対象の社債は、<u>次に掲げる全ての要件を満たすものとする</u>。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。 <u>イ 当該社債の銘柄格付が A A 格相当以上であること</u> <u>ロ 当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること</u> 2 ～ 4 （ 省 略 ）

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 28 年 12 月 21 日
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 18 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年 7 月 19 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記検討計画における「規制の見直しの検討に着手する事項（以下の 4 項目）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記のとおり、御報告いたします。

○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 28 年 7 月 19 日)			検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要		
1	電磁的方法による徴求等の方法の変更 【書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則】	○ 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「電磁交付規則」という。）で定める電磁的方法による書面の徴求方法の中には、タブレット端末を想定した規定がないため、保護預り口座設定申込書や店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る確認書等については、タブレット端末を利用した受入ができない。 については、電磁交付規則に、タブレット端末を利用した方法を追加してほしい。 なお、上記規則の改正にあたり、関連する法令（金融商品取引業等に関する内閣府令第 57 条の 3）の改正が必要ならば、当該法令の改正を要望してはどうか。		○ 検討済 規則の解釈について、平成 28 年 7 月 11 日付協会員通知により明らかにした。

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 28 年 7 月 19 日)		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
2	債券における「小口投資家」の定義の見直し 【公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則】	○ 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(以下「公社債規則」という。)第 14 条においては、小口投資家との取引に際して、①価格情報の提示義務、②公社債店頭取引の知識の啓蒙に努めるべき旨を規定し、より一層取引の公正性に配慮することとされているが、以下のア、イ、ウはいずれも特定投資家であり、エは債券の発行者であり、オ、カは一定の運用資金を維持し債券を主たる資金運用手段とする法人であることから、公社債の価格情報について一定の収集力・判断力並びに債券市場及び債券取引について一定の知識・経験をもつ投資家と考えられる。 については、「公社債規則」において、公社債の額面 1,000 万円未満の取引を行う顧客のうち、小口投資家から除かれる「適格機関投資家」及び「上場会社及びこれに準ずる法人」に次の者を加えてはどうか。 ア. 国 イ. 金商法第 2 条第 1 項第 3 号の債券発行団体 ウ. 外国法人で上場会社及びこれに準ずる法人 エ. 地方公共団体 オ. 官公庁共済組合 カ. 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人	○ 検討済 公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ、公社債分科会及び自主規制会議において検討を行い、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第 14 条における小口投資家の定義から除く対象に、左記提案に掲げる者を加える改正を行った。(平成 28 年 12 月 9 日付改正、平成 28 年 12 月 20 日施行)

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 28 年 7 月 19 日)		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
3	取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外 【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】	○ 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により以下の 1～3 の措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。 しかしながら、信用取引を行う顧客の大半は、1～3 に該当する銘柄を了知していると思われ、とりわけ 1 の日々公表銘柄については、一部の新聞において全ての銘柄が掲載され、また、証券各社のホームページにも掲載されている。 については、1 日々公表銘柄については、説明義務の対象から除外してはどうか。 1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄 3 証券金融会社が貸株利用 等に関する注意喚起を行った銘柄	△ 検討中 金融審議会「市場ワーキング・グループ」における信用取引制度に関する議論の動向を踏まえ、引き続き、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討する。
4	地場受け・地場出し規制の見直し 【協会の従業員に関する規則】	○ コーポレート・ガバナンスの強化策の 1 つとして、社外取締役を選任しようとしたところ、取引ごとの書面承諾又は取引口座移管に抵抗を覚える役員が存在する。 については、社外取締役の選任を進めるため、社外取締役を地場受け・地場出し規制の適用から除外し、代替として、協会や当局への確認書の送付等を条件としてはどうか。	△ 検討中 地場受け・地場出し規制の全面的な見直しの方向で、本年度中を目途に結論を得よう「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討している。

以 上

あっせん、苦情、相談業務の処理状況について
(平成 28 年度上半期)

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

1. あっせん業務の状況

(1) 概況

平成 28 年度上半期（4 月～9 月）については、あっせんの新規申立件数は 70 件と前年度上半期に比べ 28 件の増加であった。また、この間におけるあっせんの終結件数は 79 件（前年度同期比 39 件増）で、このうち 38 件が和解成立となり、和解率は 51.4%であった。

（単位：件）

項 目	平成 28 年度 上半期	前年度同期	対前年度同期 増減数	平成 27 年度 通期
新規申立件数	70	42	+28	118
終結件数	79	40	+39	109
和解成立	38	22	+16	51
不調打ち切り	36	17	+19	51
取下げ	1	0	+1	5
その他	4	1	+3	2
当期末係属件数	23	25	-2	—
前期末係属件数	32	23	+9	—

【和解率】51.4%（平成 27 年度通期 50.0%）

和解率 = 和解成立件数 / （終結件数－取下げ件数－その他件数）

➤ 終結事案の「その他」とは、申立の後、あっせん委員の判断により終結に至ったもの。

(2) 分類別件数

新規申立 70 件の分類別件数は、下表のとおり、「勧誘に関する紛争」51 件（前年度同期比 23 件増）、「売買取引に関する紛争」19 件（同 6 件増）であった。

(単位：件、%)

分類別	平成 28 年度 上半期	構成比	前年度同期	構成比
①勧誘に関する紛争	51	72.9	28	66.6
②売買取引に関する紛争	19	27.1	13	31.0
③事務処理に関する紛争	0	0	1	2.4
④その他の紛争	0	0	0	0
(合 計)	70	100.0	42	100.0

➤ 各分類の主な内容

- ・①「勧誘に関する紛争」…説明義務違反、適合性原則違反、誤認勧誘など
- ・②「売買取引に関する紛争」…無断売買、売買執行ミスなど
- ・③「事務処理に関する紛争」…入出金等の手続事務等のミス、遅延など
- ・④「その他の紛争」…いずれの分類にも属さない内容に関する紛争

さらに、下表のとおり、「勧誘に関する紛争」51件の主な内訳をみると、「説明義務に関する紛争」が27件、「適合性に関する紛争」が18件と、この2つで大半を占めた。

また、「売買取引に関する紛争」19件の主な内訳は、「無断売買に関する紛争」5件、「過当売買に関する紛争」3件、「システム障害に関する紛争」3件であった。

(単位：件)

内 訳	平成 28 年度 上半期	前年度同期
①勧誘に関する紛争	51	28
説明義務に関する紛争	27	7
適合性に関する紛争	18	13
断定的判断の提供に関する紛争	3	2
誤った情報の提供に関する紛争	2	6
勧誘時の約束違反に関する紛争	1	0
②売買取引に関する紛争	19	13
無断売買に関する紛争	5	7
過当売買に関する紛争	3	0
システム障害に関する紛争	3	0
売買執行ミスに関する紛争	2	3
(売買取引に関する) その他の紛争	6	3

- ①「勧誘に関する紛争」51件の商品別内訳は、投資信託17件（うち株式投信10件、通貨選択型投信4件、不動産投信2件）、債券16件（うち仕組債9件、外国SB4件）、株式16件（うち国内株信用取引6件、外国株5件）、CFD1件、その他デリバティブ1件であった。
- ②「売買取引に関する紛争」19件の商品別内訳は、株式12件、投資信託5件、債券2件であった。

(3) 商品別件数

新規申立70件の主な商品別件数は、下表のとおり、「株式」28件（前年同期比7件増）、「投資信託」22件（同10件増）、「債券」18件（同12件増）であった。

（単位：件、％）

商 品	平成28年度 上半期	構成比	前年度同期	構成比
株式	28	40.0	21	50.0
投資信託	22	31.4	12	28.6
債券	18	25.7	6	14.3
CFD	1	1.4	2	4.8
その他デリバティブ	1	1.4	1	2.4
（合計）	70	100.0	42	100.0

➤ 各商品の内訳

株式28件⇒国内株式20件、外国株式8件

債券18件⇒仕組債11件、外債4件、国内債3件

投資信託22件⇒株式投信14件、通貨選択型投信4件、不動産投信2件、公社債投信1件、その他投信1件

(4) 業態別申立件数

新規申立の業態別件数は、下表のとおり「会員」68件、「特別会員」2件であった。

（単位：件、％）

業態別	平成28年度 上半期	構成比	前年度同期	構成比
会員	68	97.1	40	95.2
特別会員	2	2.9	2	4.8
証券仲介業者	0	0	0	0
（合計）	70	100.0	42	100.0

(5) 性別等件数

新規申立の性別等件数は、下表のとおり、男女比は同じであった。

(単位：件、%)

性別等	平成 28 年度 上半期	構成比	前年度同期	構成比
男	34	48.6	14	33.3
女	34	48.6	27	64.3
法人	2	2.8	1	2.4
(合計)	70	100.0	42	100.0

(6) 申立人の年齢分布

終結したあっせん事案（79 件）の申立人の年齢分布については、下表のとおり、75 歳以上の高齢者は 29 名（38.2%）であった（3 件は法人）。

(単位：名、%)

年代	人数	構成比
70 歳未満	42	55.3
70 歳－74 歳	5	6.6
75 歳－79 歳	15	19.7
80 歳－84 歳	8	10.5
85 歳－89 歳	5	6.6
90 歳以上	1	1.3
(合 計)	76	100.0

(注) 上記の年齢は、申立人へのヒアリングに基づくものである。

(7) 地区別申立件数

新規申立の地区別申立件数は、下表のとおり、新規申立 70 件のうち、東京と大阪で 44 件と約 6 割を占めた。

(単位：件、%)

地区別	平成 28 年 上半期	構成比	前年度同期	構成比
北海道	2	2.9	1	2.4
東北	3	4.3	2	4.8
東京	31	44.3	13	31.0
名古屋	12	17.1	7	16.7
北陸	0	0	0	0
大阪	13	18.6	17	40.5
中国	2	2.9	0	0

地区別	平成 28 年 上半期	構成比	前年度同期	構成比
四国	2	2.9	0	0
九州	5	7.1	2	4.8
(合計)	70	100.0	42	100.0

2. 苦情解決業務の状況

(1) 概況

平成 28 年度上半期（4 月～9 月）については、下表のとおり、苦情の新規受付件数は 580 件と前年度同期と比べ 60 件増であった。

（単位：件）

項目	平成 28 年度 上半期	前年度同期	対前年同期 増減数	平成 27 年度 通期
新規受付件数	580	520	+60	1,190
終結件数	596	482	+114	1,163
解決	526	438	+88	1,041
あっせんへの移行	70	42	+28	118
不調	0	1	-1	2
その他	0	1	-1	2
当期末係属件数	38	65	-27	54

(2) 分類別件数

新規受付 580 件の分類別件数は、下表のとおり、「売買取引に関する苦情」220 件、「勧誘に関する苦情」214 件とこれらで 7 割強を占めた。

（単位：件、％）

分類別	平成 28 年度 上半期	構成比	前年度同期	構成比
①売買取引に関する苦情	220	37.9	182	35.0
②勧誘に関する苦情	214	36.9	190	36.5
③事務処理に関する苦情	95	16.4	83	16.0
④その他	51	8.8	65	12.5
(合計)	580	100.0	520	100.0

➤ 各分類の主な内容

- ・①「勧誘に関する苦情」…説明義務違反、適合性原則違反、誤認勧誘など
- ・②「売買取引に関する苦情」…無断売買、売買執行ミスなど
- ・③「事務処理に関する苦情」…入出金等の手続事務等のミス、遅延など
- ・④「その他の苦情」…いずれの分類にも属さない内容に関する紛争

なお、下表のとおり、①「売買取引に関する苦情」と②「勧誘に関する苦情」の主な内訳をみると、①売買取引に関する苦情」220件のうち、「売買一般に関する苦情」が122件、また、②「勧誘時に関する苦情」214件のうち「勧誘時の説明義務に関する苦情」が106件と、それぞれ約半数を占めた。

(単位：件)

主 な 内 訳	平成 28 年度 上半期	前年度同期
① 売買取引に関する苦情	220	182
売買一般に関する苦情	122	82
無断売買に関する苦情	39	45
扱者主導に関する苦情	20	19
② 勧誘に関する苦情	214	190
勧誘時の説明義務に関する苦情	106	77
適合性に関する苦情	32	28
強引な勧誘に関する苦情	32	30
③ 事務処理に関する苦情	95	83
入出金、入出庫に関する苦情	23	28
口座開設等に関する苦情	13	19
手数料等に関する苦情	10	1
④ その他に関する苦情	51	65
会社不満に関する苦情	49	62

- ①「売買取引に関する苦情」220件の主な商品別内訳は、株式112件、投資信託51件、債券40件。
- ②「勧誘に関する苦情」214件の主な商品別内訳は、債券94件、投資信託72件、株式39件。
- ③「事務処理に関する苦情」95件の主な商品別内訳は、株式46件、債券18件、投資信託12件。
- 上表①のうち、「売買一般に関する苦情」とは、「無断売買に関する苦情」「過当売買に関する苦情」「扱者主導売買に関する苦情」「売買執行ミスに関する苦情」「システム障害に関する苦情」に分類されない苦情をいう。

(3) 商品別件数

新規申出の商品別件数は、下表のとおり、「株式」220件（前年同期比21件減）、「債券」156件（同65件増）、「投資信託」151件（同15件増）と、債券が大幅に増加した。

(単位：件、%)

商品別	平成28年度 上半期	構成比	前年度同期	構成比
株式	220	37.9	241	46.3
債券	156	26.9	91	17.5
投資信託	151	26.0	136	26.2
有価証券デリバティブ	12	2.1	15	2.9
CFD	12	2.1	7	1.3
その他デリバティブ	2	0.3	1	0.2
その他	27	4.7	29	5.6
(合計)	580	100.0	520	100.0

- 「その他」は、商品・サービス区分外の事案（取引口座に関するもの、会社・担当者対応への不満等）。
- **株式 220 件**⇒「売買取引に関する苦情」112 件（売買一般 59 件、無断売買 20 件、扱者主導 14 件、システム障害 13 件など）、「事務処理に関する苦情」46 件（入出金 9 件、株式事務 7 件、口座 7 件、手数料 6 件など）、「勧誘に関する苦情」39 件（信用取引 10 件、外国株 9 件など）、「その他」23 件。
- **債券 156 件**⇒「勧誘に関する苦情」94 件（仕組債 47 件、外国 SB24 件）、「売買取引に関する苦情」40 件、事務処理 18 件、「その他」4 件。
- **投資信託 151 件**⇒「勧誘に関する苦情」72 件（株式投信 56 件、不動産投信 4 件、通貨選択型投信 3 件など）、「売買取引に関する苦情」51 件、「事務処理に関する苦情」12 件、「その他」16 件。

(5) 業態別件数

新規申出の業態別件数は、下表のとおり、「会員」551 件、「特別会員」25 件であった。

(単位：件、%)

業態別	平成28年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
会 員	551	95.0	494	95.0
特別会員	25	4.3	24	4.6
証券仲介業者	2	0.3	0	0
その他	2	0.3	2	0.4
(合計)	580	100.0	520	100.0

(6) 性別等件数

新規申出の性別等件数は、下表のとおり、個人 573 件、法人 7 件であった。

(単位：件、%)

性別等	平成28年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
男	336	57.9	287	55.2
女	237	40.9	226	43.5
法人	7	1.2	7	1.3
(合計)	580	100.0	520	100.0

(7) 申出人の年齢分布

新規申出に関し、年齢が判明している申出人(326人)のうち、75歳以上の高齢者は128名(39.3%)であった。

(単位：名、%)

年代	人数	構成比
70歳未満	154	47.2
70歳～74歳	44	13.5
75歳～79歳	48	14.7
80歳～84歳	53	16.3
85歳～89歳	25	7.7
90歳以上	2	0.6
(合計)	326	100.0

(8) 地区別申出件数

(単位：件、%)

地区名	平成28年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
北海道	16	2.8	7	1.3
東北	12	2.1	9	1.7
東京	247	42.6	221	42.5
名古屋	69	11.9	69	13.3
北陸	6	1.0	10	1.9
大阪	123	21.2	149	28.7
中国	23	4.0	26	5.0
四国	14	2.4	8	1.5
九州	34	5.9	21	4.0

地区名	平成28年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
その他	36	6.2	0	0
(合計)	580	100.0	520	100.0

3. 相談業務の状況

(1) 概況

平成28年度上半期の相談の新規受付件数は2,365件と前年同期と比べ376件の減少となった。

(単位：件)

平成28年度 上半期	前年同期	平成27年度 通期
2,365	2,741	5,970

「相談」…有価証券関連業務や個別協会員に関する質問や意見など

(2) 分類別件数

相談受付2365件の分類別件数は、下表のとおり、①「取引制度等に関する相談」が926件（前年同期比495件減）、②「売買取引に関する相談」が645件（前年同期比220件増）と多かった。

(単位：件、%)

分類別	平成28年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
①取引制度等に関する相談	926	39.2	1421	51.8
②売買取引に関する相談	645	27.3	425	15.5
③事務処理に関する相談	415	17.5	455	16.6
④勧誘に関する相談	290	12.3	285	10.4
⑤その他	89	3.8	155	5.7
(合計)	2,365	100.0	2,741	100.0

相談の主な内訳を見ると、下表のとおり、①「取引制度等に関する相談」926件のうち、「証券会社の業務に関する問合せ等」が479件（20.3%）、また、②「売買取引に関する相談」645件のうち「売買一般に関する問い合わせ等」が439件（18.6%）といずれも半数強を占めた。

(単位：件、%)

内 訳	平成 28 年度 上半期	前年度同期
① 取引制度等に関する相談	926	1421
証券会社の業務に関する問合せ等	479	299
当センターの業務に関する問合せ等	155	433
商品性に関する問合せ等	140	248
② 売買取引に関する相談	645	425
売買一般に関する問合せ等	439	292
取引制度に関する問合せ等	137	41
無断売買に関する問合せ等	29	28
③ 事務処理に関する相談	415	455
口座開設等に関する問合せ等	117	188
証券会社の事務処理に関する問合せ等	81	47
入出金、入出庫に関する問合せ等	69	103
④ 勧誘に関する相談	290	285
勧誘時の説明義務に関する問合せ等	108	112
適合性に関する問合せ等	87	60
強引な勧誘への対処方法等に関する問合せ等	54	74
⑤ その他	89	155
会社不満に関する意見等	74	142

- ①「取引制度に関する相談」のうち、「証券会社の業務に関する問い合わせ等」とは、「証券会社の HP 画面の操作方法を教えてほしい」「久しぶりにログインしたところ入れないのだからどうしたらよいか」「証券会社から送られてきた重要書類の見方が分からない」等、内容が多岐に渡っている。
- ①「取引制度に関する相談」のうち、「当センターの業務に関する問合せ等」とは、当センターのあっせん制度や取扱う事案等当センターの業務に関する質問・意見を言う。また、投資相談（保有しているが大丈夫か、買っても良いか）の類も含まれる。

(4) 商品別件数

相談の商品別件数は、「株式」が 964 件（前年同期比 397 件減）で最も多く、「投資信託」511 件（前年同期比 91 件減）、「債券」393 件（前年同期比 88 件増）と続いている。

(単位：件、%)

商品別	平成28年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
株式	964	40.8	1,361	49.7
投資信託	511	21.6	602	22.0
債券	393	16.6	305	11.1
有価証券デリバティブ	15	0.6	32	1.2
CFD	15	0.6	17	0.6
その他デリバティブ	2	0.1	4	0.1
その他	465	19.7	420	15.3
(合計)	2,365	100.0	2,741	100.0

➤ 各商品の内容

- ・「有価証券デリバティブ」は、株価指数先物取引等である。
- ・「その他デリバティブ」には、通貨スワップ取引や金利スワップ取引を含む。
- ・「その他」には、商品・サービス区分に関係ない事案（例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者に関するもの等）を含む。

➤ **株式 964 件**⇒「取引制度等に関する相談」327 件、「売買取引に関する相談」286 件、「事務処理に関する相談」240 件、「勧誘に関する相談」64 件、「その他」47 件。

➤ **投資信託 511 件**⇒「売買取引に関する相談」185 件、「取引制度等に関する相談」150 件、「勧誘に関する相談」117 件、「事務処理に関する相談」43 件、「その他」16 件。

➤ **債券 393 件**⇒「売買取引に関する相談」148 件、「取引制度等に関する相談」119 件、「勧誘に関する相談」101 件、「事務処理に関する相談」13 件、「その他」12 件。

(5) 性別等件数

相談の性別等件数は、下表のとおり、「男」が「女」をやや上回った。

(単位：件、%)

性別等	平成28年度 上半期	構成比	前年同期	構成比
男	1,297	54.8	1,536	56.0
女	1,006	42.5	1,122	40.9
法人	62	2.6	83	3.0
(合計)	2,365	100.0	2,741	100.0

(6) 地区別件数

相談の地区別件数は、下表のとおりである。

(単位：件、%)

地区別	平成 28 年度 上半期	構成比	前年度同期	構成比
北海道	40	1.7	42	1.5
東北	47	2.0	55	2.0
東京	942	39.8	992	36.2
名古屋	262	11.1	280	10.2
北陸	24	1.0	29	1.1
大阪	359	15.2	285	10.4
中国	59	2.5	46	1.7
四国	40	1.7	52	1.9
九州	104	4.4	135	4.9
その他	488	20.6	825	30.1
(合計)	2,365	100.0	2,741	100.0

※「その他」は、相談者の所在地を特定できないもの（携帯電話等からのもの）

以 上